

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について  
藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を次のように改正する。

2005年(平成17年)3月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成17年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、指定管理者制度の導入に伴い、教育機関における職の名称について整備する必要がある。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成17年3月 日

藤沢市教育委員会

委員長 數野 隆 人

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則（昭和63年藤沢市教育委員会  
規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

（教育機関における職）

第5条 教育機関（藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び第6条に規定す  
る期間をいう。）にその名称（学習文化センター，市民ギャラリー及び石名坂温  
水プールを除く。）を冠した長を置き，石名坂温水プールに所長を置く。

第5条第3項の表の職の欄中「八ヶ岳野外体験教室所長」を「八ヶ岳野外体験教  
室長」に，「

青少年相談センター長 藤沢青少年会館長 辻堂青少年会館長 少年の森所長
--

」を「

青少年相談センター長
------------

」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

改正案	現行	備考																						
<p style="text-align: center;">藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則 昭和 63 年 3 月 31 日 教委規則第 7 号</p> <p>(趣旨) 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 221 号)第 6 条の規定に基づく事務局の職員の職の設置等について必要な事項を定めるものとする。 (職員の区分) 第 2 条 職員は、事務吏員、技術吏員、事務員、技術員、技能吏員、労務吏員、技能員及び用務員とする。 (職種名) 第 3 条 事務局の職員のうち、特にその職務の内容を明確に表示する必要があるものには次に掲げる職種名を置く。</p> <table border="1" data-bbox="241 762 1030 965"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務吏員に属する者</td> <td rowspan="2">社会教育主事，社会教育主事(スポーツ担当)，司書</td> </tr> <tr> <td>事務員に属する者</td> </tr> <tr> <td>技術吏員に属する者</td> <td rowspan="2">養護婦，栄養士</td> </tr> <tr> <td>技術員に属する者</td> </tr> <tr> <td>労務吏員に属する者</td> <td rowspan="2">学校用務員，公民館用務員，給食調理員</td> </tr> <tr> <td>用務員に属する者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務局における職) 第 4 条 事務局(藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項に規定する機関をいう。)の部に部長を，図書館に館長を，課に課長を，学校教育課に指導主事を置く。</p>	区分	職種名	事務吏員に属する者	社会教育主事，社会教育主事(スポーツ担当)，司書	事務員に属する者	技術吏員に属する者	養護婦，栄養士	技術員に属する者	労務吏員に属する者	学校用務員，公民館用務員，給食調理員	用務員に属する者	<p style="text-align: center;">藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則 昭和 63 年 3 月 31 日 教委規則第 7 号</p> <p>(趣旨) 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 221 号)第 6 条の規定に基づく事務局の職員の職の設置等について必要な事項を定めるものとする。 (職員の区分) 第 2 条 職員は、事務吏員、技術吏員、事務員、技術員、技能吏員、労務吏員、技能員及び用務員とする。 (職種名) 第 3 条 事務局の職員のうち、特にその職務の内容を明確に表示する必要があるものには次に掲げる職種名を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1075 762 1863 965"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務吏員に属する者</td> <td rowspan="2">社会教育主事，社会教育主事(スポーツ担当)，司書</td> </tr> <tr> <td>事務員に属する者</td> </tr> <tr> <td>技術吏員に属する者</td> <td rowspan="2">養護婦，栄養士</td> </tr> <tr> <td>技術員に属する者</td> </tr> <tr> <td>労務吏員に属する者</td> <td rowspan="2">学校用務員，公民館用務員，給食調理員</td> </tr> <tr> <td>用務員に属する者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務局における職) 第 4 条 事務局(藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項に規定する機関をいう。)の部に部長を，図書館に館長を，課に課長を，学校教育課に指導主事を置く。</p>	区分	職種名	事務吏員に属する者	社会教育主事，社会教育主事(スポーツ担当)，司書	事務員に属する者	技術吏員に属する者	養護婦，栄養士	技術員に属する者	労務吏員に属する者	学校用務員，公民館用務員，給食調理員	用務員に属する者	
区分	職種名																							
事務吏員に属する者	社会教育主事，社会教育主事(スポーツ担当)，司書																							
事務員に属する者																								
技術吏員に属する者	養護婦，栄養士																							
技術員に属する者																								
労務吏員に属する者	学校用務員，公民館用務員，給食調理員																							
用務員に属する者																								
区分	職種名																							
事務吏員に属する者	社会教育主事，社会教育主事(スポーツ担当)，司書																							
事務員に属する者																								
技術吏員に属する者	養護婦，栄養士																							
技術員に属する者																								
労務吏員に属する者	学校用務員，公民館用務員，給食調理員																							
用務員に属する者																								

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

改正案	現行	備 考																																																
<p>2 必要により，部及び担当に担当部長及び参事を，課及び図書館に主幹，課長補佐，主幹補佐，指導主事，主査(上級)，主査，班長(上級)，主任(上級)，班長及び主任を置くことができる。</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる職を命じられた職員は，その対応する右欄に掲げる上司の命を受けて所掌事務を処理し，所属職員を指揮監督する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職の総称</th> <th style="text-align: center;">指揮監督者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長</td> <td>部長等</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>担当部長</td> <td>担当部長</td> <td>部長等</td> </tr> <tr> <td>参事，総合市民図書館長</td> <td>所長等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長，主幹</td> <td>課長等</td> <td>部長等，担当部長又は所長等</td> </tr> <tr> <td>課長補佐，主幹補佐，指導主事</td> <td>課長補佐等</td> <td>所長等又は課長等</td> </tr> <tr> <td>主査(上級)，主査，班長(上級)</td> <td>主査等</td> <td>課長等又は課長補佐等</td> </tr> <tr> <td>主任(上級)，班長，主任</td> <td>主任等</td> <td>主査等</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">(教育機関における職)  <u>第5条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び第6条に規定する機関をいう。)にその名称(学習文化センター，市民ギャラリー及び石名坂温水プールを除く。)を冠した長を置き，石名坂温水プールに所長を置く。</u></p>	職	職の総称	指揮監督者	部長	部長等	教育長	担当部長	担当部長	部長等	参事，総合市民図書館長	所長等		課長，主幹	課長等	部長等，担当部長又は所長等	課長補佐，主幹補佐，指導主事	課長補佐等	所長等又は課長等	主査(上級)，主査，班長(上級)	主査等	課長等又は課長補佐等	主任(上級)，班長，主任	主任等	主査等	<p>2 必要により，部及び担当に担当部長及び参事を，課及び図書館に主幹，課長補佐，主幹補佐，指導主事，主査(上級)，主査，班長(上級)，主任(上級)，班長及び主任を置くことができる。</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる職を命じられた職員は，その対応する右欄に掲げる上司の命を受けて所掌事務を処理し，所属職員を指揮監督する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職の総称</th> <th style="text-align: center;">指揮監督者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長</td> <td>部長等</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>担当部長</td> <td>担当部長</td> <td>部長等</td> </tr> <tr> <td>参事，総合市民図書館長</td> <td>所長等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長，主幹</td> <td>課長等</td> <td>部長等，担当部長又は所長等</td> </tr> <tr> <td>課長補佐，主幹補佐，指導主事</td> <td>課長補佐等</td> <td>所長等又は課長等</td> </tr> <tr> <td>主査(上級)，主査，班長(上級)</td> <td>主査等</td> <td>課長等又は課長補佐等</td> </tr> <tr> <td>主任(上級)，班長，主任</td> <td>主任等</td> <td>主査等</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">(教育機関における職)  <u>第5条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び第6条に規定する機関をいう。)にその名称(八ヶ岳野外体験教室，少年の森，学習文化センター，市民ギャラリー及び石名坂温水プールを除く。)を冠した長を置き，八ヶ岳野外体験教室，石名坂温水プール及び少年の森に所長を置く。</u></p>	職	職の総称	指揮監督者	部長	部長等	教育長	担当部長	担当部長	部長等	参事，総合市民図書館長	所長等		課長，主幹	課長等	部長等，担当部長又は所長等	課長補佐，主幹補佐，指導主事	課長補佐等	所長等又は課長等	主査(上級)，主査，班長(上級)	主査等	課長等又は課長補佐等	主任(上級)，班長，主任	主任等	主査等	
職	職の総称	指揮監督者																																																
部長	部長等	教育長																																																
担当部長	担当部長	部長等																																																
参事，総合市民図書館長	所長等																																																	
課長，主幹	課長等	部長等，担当部長又は所長等																																																
課長補佐，主幹補佐，指導主事	課長補佐等	所長等又は課長等																																																
主査(上級)，主査，班長(上級)	主査等	課長等又は課長補佐等																																																
主任(上級)，班長，主任	主任等	主査等																																																
職	職の総称	指揮監督者																																																
部長	部長等	教育長																																																
担当部長	担当部長	部長等																																																
参事，総合市民図書館長	所長等																																																	
課長，主幹	課長等	部長等，担当部長又は所長等																																																
課長補佐，主幹補佐，指導主事	課長補佐等	所長等又は課長等																																																
主査(上級)，主査，班長(上級)	主査等	課長等又は課長補佐等																																																
主任(上級)，班長，主任	主任等	主査等																																																

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p>2 必要により，教育機関に主幹，主幹補佐，館長補佐，センター長，所長，指導主事，センター長補佐，主査(上級)，主査，研究主事(上級)，研究主事，班長(上級)，主任(上級)，班長及び主任を置くことができる。</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる職に命じられた職員は，その対応する同表の右欄に掲げる上司の命を受けて所掌事務を処理し，所属職員を指揮監督する。</p>	<p>2 必要により，教育機関に主幹，主幹補佐，館長補佐，センター長，所長，指導主事，センター長補佐，主査(上級)，主査，研究主事(上級)，研究主事，班長(上級)，主任(上級)，班長及び主任を置くことができる。</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる職に命じられた職員は，その対応する同表の右欄に掲げる上司の命を受けて所掌事務を処理し，所属職員を指揮監督する。</p>	

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

改正案			現行			備考
職	職の総称	指揮監督者	職	職の総称	指揮監督者	
教育文化センター長	課長等	部長	教育文化センター長	課長等	部長	
公民館長		部長又は参事	公民館長		部長又は参事	
南市民図書館長 辻堂市民図書館長 湘南大庭市民図書館長		総合市民図書館長	南市民図書館長 辻堂市民図書館長 湘南大庭市民図書館長		総合市民図書館長	
主幹		所長等	主幹		所長等	
八ヶ岳野外体験教室長	課長補佐等	学校教育課長	八ヶ岳野外体験教室所長	課長補佐等	学校教育課長	
指導主事		学校教育課長 教育文化センター長	指導主事		学校教育課長 教育文化センター長	
西部学校給食合同調理場長		保健給食課長	西部学校給食合同調理場長		保健給食課長	
公民館長補佐		公民館長	公民館長補佐		公民館長	
青少年相談センター長		青少年課長	青少年相談センター長		青少年課長	
図書館長補佐		図書館長	藤沢青少年会館長 辻堂青少年会館長 少年の森所長		図書館長	
秋葉台運動施設事務所長 鵜沼運動施設事務所長 秩父宮記念体育館長 石名坂温水プール所長		課長等	図書館長補佐		図書館長	
主幹補佐 センター長 所長		課長等	秋葉台運動施設事務所長 鵜沼運動施設事務所長 秩父宮記念体育館長 石名坂温水プール所長		課長等	
主査(上級) 主査 研究 主事(上級) 研究主事 班長(上級)	主査等	直属の上司	主幹補佐 センター長 所長		課長等	
主任(上級) 主任 班長	主任等	直属の上司	主査(上級) 主査 研究 主事(上級) 研究主事 班長(上級)	主査等	直属の上司	
			主任(上級) 主任 班長	主任等	直属の上司	

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>(職の任命)            第6条 第4条第1項及び第2項並びに前条第1項及び第2項の規定により設けられた職は、第2条に規定する吏員のうちから任命する。            附 則            (施行期日)            1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。            (藤沢市教育委員会職員職名規則の廃止)            2 藤沢市教育委員会職員職名規則(昭和32年藤沢市教育委員会規則第5号)は廃止する。            (経過措置)            3 この規則の施行の際、現に任用されている職員の職については、別段の任命行為のない限り、この規則によるそれぞれの職に任命されたものとみなす。            4 この規則の施行の際、現に旧藤沢市教育委員会事務局組織等規則による理事の職にある職員については、この規則の施行後も、なお当該職名を併用することができる。            附 則(平成元年教委規則第4号)            この規則は、平成元年4月1日から施行する。            附 則(平成元年教委規則第6号)            この規則は、平成2年1月1日から施行する。            附 則(平成3年教委規則第10号)抄            (施行期日)            1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。            附 則(平成4年教委規則第1号)抄            この規則は、公布の日から施行する。            附 則(平成5年教委規則第3号)</p>	<p>(職の任命)            第6条 第4条第1項及び第2項並びに前条第1項及び第2項の規定により設けられた職は、第2条に規定する吏員のうちから任命する。            附 則            (施行期日)            1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。            (藤沢市教育委員会職員職名規則の廃止)            2 藤沢市教育委員会職員職名規則(昭和32年藤沢市教育委員会規則第5号)は廃止する。            (経過措置)            3 この規則の施行の際、現に任用されている職員の職については、別段の任命行為のない限り、この規則によるそれぞれの職に任命されたものとみなす。            4 この規則の施行の際、現に旧藤沢市教育委員会事務局組織等規則による理事の職にある職員については、この規則の施行後も、なお当該職名を併用することができる。            附 則(平成元年教委規則第4号)            この規則は、平成元年4月1日から施行する。            附 則(平成元年教委規則第6号)            この規則は、平成2年1月1日から施行する。            附 則(平成3年教委規則第10号)抄            (施行期日)            1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。            附 則(平成4年教委規則第1号)抄            この規則は、公布の日から施行する。            附 則(平成5年教委規則第3号)</p>	



藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。            附 則(平成 6 年教委規則第 8 号)            この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。            附 則(平成 7 年教委規則第 4 号)            この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。            付 則(平成 8 年教委規則第 6 号)            この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。            附 則(平成 8 年教委規則第 6 号)            この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。            附 則(平成 10 年教委規則第 13 号)            この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。            附 則(平成 10 年教委規則第 5 号)            この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。            附 則(平成 12 年教委規則第 4 号)            この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。            附 則(平成 12 年教委規則第 1 号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 12 年 4 月 29 日から施行する。            附 則(平成 13 年教委規則第 16 号)            この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。            附 則(平成 15 年教委規則第 7 号)            この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。            附 則(平成 16 年教委規則第 12 号)            この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。  <u>この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。            附 則(平成 6 年教委規則第 8 号)            この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。            附 則(平成 7 年教委規則第 4 号)            この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。            付 則(平成 8 年教委規則第 6 号)            この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。            附 則(平成 8 年教委規則第 6 号)            この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。            附 則(平成 10 年教委規則第 13 号)            この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。            附 則(平成 10 年教委規則第 5 号)            この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。            附 則(平成 12 年教委規則第 4 号)            この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。            附 則(平成 12 年教委規則第 1 号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 12 年 4 月 29 日から施行する。            附 則(平成 13 年教委規則第 16 号)            この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。            附 則(平成 15 年教委規則第 7 号)            この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。            附 則(平成 16 年教委規則第 12 号)            この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。</p>	